

茨木市立小学校給食物資選定委員会設置要綱

(設置)

第1 本市で実施する小学校給食における給食用物資（以下「物資」という。）の購入にあたり、安全かつ安心な物資を選定するため、茨木市立小学校給食物資選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会は、物資の選定について協議及び検討を行う。

(組織)

第3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は茨木市公立小学校教頭会代表の職にある者をもって充て、副委員長は委員の互選により定める。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 小学校の給食担当教職員代表
- (2) 小学校の栄養教諭及び学校栄養職員の代表
- (3) 学校調理員の代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に会議への出席及び資料の提出を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(選定方法)

第6 物資の選定は、あらかじめ指定された物資の規格に応じ、指定業者から提出された物資の見本と価格に基づき、品質の良否、産地、規格及び価格の高低等によって行う。ただし、委員会が物資の見本を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(秘密の保持)

第8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様

とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から実施する。